

秋田市移住者・子育て世帯定住推進事業補助金交付要綱

〔令和8年3月27日〕
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外からの移住者又は子育て世帯の市内への定住を推進することを目的に、これらの者が市内の親等と新たに同居を開始するに当たり必要となる住宅の改修に要する費用に補助する、秋田市移住者・子育て世帯定住推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における各用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 本市に転入する時点において、県外に引き続き1年以上居住していた期間があり、かつ、当該県外居住期間の末日が補助金の交付申請(以下「補助申請」という。)を行う日が属する年度(以下「補助申請年度」という。)の前々年度の4月1日以後である者をいう。
- (2) 子育て世帯 補助申請をする日において、子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)又は妊娠している者(母子健康手帳の交付を受けている場合に限る。)を含む世帯をいう。
- (3) 同居 市内の同一の住所および建物に居住しているものをいう。
- (4) 新たな同居 補助申請に係る家族構成(同居開始後のもの)で、過去に同居していたことがないものをいう。
- (5) 既存世帯 従前から補助申請に係る住宅(以下「補助対象住宅」という。)に居住している世帯をいう。
- (6) 新規同居世帯 新たに補助対象住宅に居住を開始する世帯をいう。
- (7) 親等 新規同居世帯に属する者の2親等内の直系血族又は2親等内の直系姻族をいう。

(補助対象者)

第 3 条 秋田市移住者・子育て世帯定住推進事業 (以下「補助事業」という。) の対象となる者 (以下「補助対象者」という。) は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 新たな同居を開始するために、既存住宅の増築もしくは改築 (建替えを含む。) 又はリフォーム (以下「リフォーム等工事」という。) を行う者

(2) 補助申請年度内に新たな同居を開始する世帯の構成員であって、補助申請に係る新規同居世帯が、次のいずれかに該当するものであること

ア 移住者のうち子育て世帯

イ 移住者のうち子育て世帯に該当しない世帯 (新規同居世帯に属する者が既存世帯に属する者の直系卑属である場合にあっては、新規同居世帯が単身世帯の場合を除く。)

ウ 子育て世帯のうち移住者に該当しない世帯

(3) 前号の規定にかかわらず、同号ア又はイに該当する場合にあっては、補助申請年度の前々年度の 4 月 1 日以後に、新たな同居を開始した世帯を含む。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者となることができないものとする。

(1) 同居開始後の世帯の構成員 (以下「世帯の構成員」という。) に市税を滞納している者がいる場合

(2) 世帯の構成員に暴力団員 (秋田市暴力団排除条例 (平成 24 年秋田市条例第 10 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団 (同条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) および暴力団員と密接な関係を有する者がいる場合

(3) 世帯の構成員に過去に本補助金、多世帯同居・近居推進事業補助金、多世帯同居推進事業補助金、空き家定住推進事業又はがけ地近接等危険住宅移転事業の交付を受けた者がいる場合

(補助対象住宅)

第4条 補助対象住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存し、かつ、既存世帯が居住しているもの
- (2) 世帯の構成員のいずれかの名義で所有権登記がされているもの
- (3) 補助申請年度内に、リフォーム等を行う既存住宅であるもの
- (4) 過去に本補助金、多世帯同居・近居推進事業補助金、多世帯同居推進事業補助金、空き家定住推進事業又はがけ地近接等危険住宅移転事業の補助対象になっていないもの

(補助対象工事)

第5条 補助事業の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新たな同居を開始するにあたり必要となるものであって、別表に定めるリフォーム等工事であること。
- (2) 市内に本店、支店又は営業所等を有する建設業者等が施工する工事であること。
- (3) 補助申請年度内に完了および第13条の規定による報告ができる工事であること。
- (4) 建築基準法その他の法令に基づき適正に行われる工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、補助対象工事に該当しないものとする。

- (1) 敷地造成、門、塀その他の外構工事
- (2) 物置、車庫その他の附属設備の修繕、設置工事
- (3) 他の補助金(国、県、本市等が実施するもの)の対象となる工事およびその工事と同一の工事請負契約に含まれるその他の工事
- (4) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として適当でないと認める工事

(補助金の範囲)

第6条 市長は、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用および諸経費を合計し

た額（消費税および地方消費税相当額を含む。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、第3条第1項第2号に掲げる新規同居世帯の区分に応じ、次の各号に定める額を上限とする。

- (1) 移住者のうち子育て世帯 150万円
 - (2) 移住者のうち子育て世帯に該当しない世帯 100万円
 - (3) 子育て世帯のうち移住者に該当しない世帯 50万円
- （補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、移住者・子育て世帯定住推進事業補助金交付申請書（様式第1号）および誓約書兼同意書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 既存世帯および新規同居世帯の戸籍謄本
- (2) 既存世帯の住民票又は戸籍の附票
- (3) 新規同居世帯が移住者の場合にあつては、新規同居世帯の同居前の戸籍の附票（補助申請時点で既に同居を開始している場合は、同居後の書類の提出を認めるものとする。）
- (4) 新規同居世帯が子育て世帯のうち移住者に該当しない世帯の場合にあつては、新規同居世帯の同居前の住民票又は戸籍の附票（補助申請時点で既に同居を開始している場合は、同居後の書類の提出を認めるものとする。）
- (5) 世帯の構成員（子を除く）の本都市税に滞納がないことを証する納税証明書（完納証明書）
- (6) 建物の登記事項証明書（ただし、建替えに伴い解体される建物が未登記の場合にあつては、建物が世帯の構成員のいずれかの所有であることが確認できるその他の書類）
- (7) 工事請負契約書又は請書の写し
- (8) 工事内訳明細書又は見積書の写し
- (9) 補助対象住宅の外観全景および工事部分の工事着手前の写真
- (10) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による

確認が必要な場合にあつては、同法第6条第4項又は同法第6条の2第

1項の規定に基づき交付される確認済証（以下「確認済証」という。）の写しおよび図面

(11) 妊娠している者にあつては、母子健康手帳の写し

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、前条の規定による補助申請があつたときは、申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定したときは、移住者・子育て世帯定住推進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による補助金の不交付を決定したときは、移住者・子育て世帯定住推進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により補助申請者に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第10条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助金の交付その他の必要な事項についての確認又は検査を求めるときは、これに協力すること。

(2) この要綱および関係法令を遵守すること。

(3) 補助金の交付決定後3年以内に補助対象住宅での同居が解消されたときは、市長が承認する場合を除き、補助金を返還すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（補助金の変更申請）

第11条 第9条第2項の通知を受けた補助申請者（以下「補助決定者」という。）は、第8条の規定による補助申請の内容を変更しようとするときは、移住者・子育て世帯定住推進事業補助金交付変更申請書（様式第5号）に変更の内容を確認できる書類を添えて、市長に提出しなければ

ならない。

2 第9条および第10条の規定は、前項の場合について準用する。

(補助申請の取下げ)

第12条 補助決定者は、申請を取り下げる場合は、速やかに、移住者・子育て世帯定住推進事業補助金申請取下届(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

(補助対象工事完了実績報告)

第13条 補助決定者は、補助対象工事が完了したときは、移住者・子育て世帯定住推進事業完了実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事に要した経費の領収書の写し

(2) 新規同居世帯全員の記載がある同居後の住民票又は戸籍の附票(交付申請時に同居後の戸籍の附票を提出している場合にあっては、提出を省略できるものとする。)

(3) 補助対象住宅の工事部分の施工中および施工後の写真

(4) 確認済証が交付される場合にあっては、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付される検査済証の写し

(5) 確認済証が交付される場合にあっては、建物の登記事項証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、書類の審査および必要に応じて行う現地調査により、補助対象工事が第8条の規定による交付申請の内容および第10条の規定により付した交付条件に適合していることを確認するものとする。

2 市長は、前項の確認の結果、交付申請の内容等に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、移住者・子育て世帯定住推進事業補助金額確定通知書(様式第8号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、移住者・子育て世

帯定住推進事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（是正のための措置）

第17条 市長は、第13条の規定による報告を受けた場合において実施する、第14条の規定による書類の審査および必要に応じて行う現地調査の結果、補助対象住宅および補助対象工事が補助申請の内容等に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を補助決定者に対して求めることができる。

（報告の徴収）

第18条 市長は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助決定者に対し、必要な報告を求めることができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第19条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第10条の規定に基づき付した条件に従わなかったとき。
- (3) 第12条の規定に基づき取下届の提出を受けたとき。
- (4) 第17条の規定に基づく求めに従わなかったとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、移住者・子育て世帯定住推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助決定者に対し、補助金の一部又は全部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定に基づき補助金の一部又は全部の返還を求めるときは、移

住者・子育て世帯定住推進事業補助金返還命令書（様式第11号）により補助決定者に通知するものとする。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（秋田市多世帯同居推進事業補助金交付要綱の廃止）

2 秋田市多世帯同居推進事業補助金交付要綱（令和5年3月31日市長決裁）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際、現に秋田市多世帯同居推進事業補助金交付要綱の規定に基づき補助金の交付を受けた者の取扱いについては、なお従前の例による。

別表 リフォーム等工事（第5条関係）

工事の内容
(1) 増改築又は建替え工事
(2) 屋根、外壁、柱、雨樋等の修繕、塗装等の外装工事
(3) 耐震補強又は耐震改修工事
(4) 外壁、屋根、天井又は床等の断熱化工事
(5) 部屋の新設又は間仕切り等の室内変更工事
(6) 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替等の内装工事
(7) 窓、戸、サッシ、ふすま等の建具工事
(8) 電気、ガス、電話、インターネット等の設備工事
(9) トイレ、風呂、キッチンの改修等の給排水設備工事
(10) 住宅又は住宅の敷地内の手すり、スロープの設置、段差解消等の バリアフリー改修工事
(11) エアコン、FF式暖房機等の冷暖房、空調設備工事
(12) 食器棚、下駄箱等の室内造作工事
(13) 防災、防犯設備工事
(14) 住宅本体と一体化している住宅用の車庫、物置等の改修工事
(15) その他、新たな同居を開始するにあたり必要であると市長が認め る工事